中期目標(案)における内部統制に関する記載

1 意見

他の企業や組織において「内部統制」や「ガバナンス」の重要性について議論されている。 中期目標に記載することが適切か議論を要すると考えるが、ニュアンスだけでも盛り込んでよ いのではないか。

2 修正案作成に当たっての考え方

第2回会議での議論を踏まえて、内部統制が「法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政 法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用す る仕組み」であることから、本市の中期目標においても「6業務運営の改善及び効率化に関 する目標」の「(1)運営体制の改善に関する目標」に盛り込むことが適切と考え、次のとおり 修正したい。

【修正案】

NP EXT		
項目	現状の中期目標(案)	修正案(太字部分修正)
6業務運営の 改善及び効率 化に関する目 標	(1) 運営体制の改善に関する目標経営部門の責任者である理事長と教学部門の責任者である学長の主導のもと、法人及び大学の各組織の権限と責任を明確にした体制を構築し、安定的な経営基盤の確立と大学運営の効率化を図るとともに、教職員の経営意識の醸成を図る。	(1) 運営体制の改善に関する目標経営部門の責任者である理事長と教学部門の責任者である学長の主導のもと、内部統制を整備、強化し、教職員の経営意識の醸成を図りながら効率的な経営を行い、社会に信頼される安定した大学運営の確立を目指す。

- 3 (参考) 地方独立行政法人法における内部統制に関する規定 第22条第2項(業務方法書に係る規定)
 - ・ 前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、他の法令、 設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方 独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項</u>その他設立団体の 規則で定める事項を記載しなければならない。

4 (参考)国の独立行政法人における内部統制とは

(独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書(平成22年3月総務省)

- ・ 中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効 かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み
- → 地方独立行政法人にあっても内部統制に関する考え方は同様と考えられる。

【内部統制における6つの要素】

1 統制環境

組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応に影響を及ぼす基盤

2 リスクの評価と対応

独立行政法人のミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセス

3 統制活動

法人の長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び 手続き

4 情報と伝達

必要な情報が識別,把握及び処理され,組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること

5 モニタリング

内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス

6 ICT への対応

ミッションを果たすためあらかじめ適切な方針及び手続きを定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対し適切に対応すること